

「県土整備局建築工事積算要領 第4編 特別事項 1 基準等の適用について」【新旧対照表】

新			旧		
<p>「県土整備局建築工事積算要領」（以下、「積算要領」という。）第4編1の規定に基づき、「県土整備局建築工事積算要綱」（以下、「積算要綱」という。）第4条から第9条に定める基準等及び「積算要領」に定める基準等の適用年版を、次のように定める。</p>			<p>「県土整備局建築工事積算要領」（以下、「積算要領」という。）第4編1の規定に基づき、「県土整備局建築工事積算要綱」（以下、「積算要綱」という。）第4条から第9条に定める基準等及び「積算要領」に定める基準等の適用年版を、次のように定める。</p>		
	「積算要綱」第4条から第9条に定める基準等	適用年版		「積算要綱」第4条から第9条に定める基準等	適用年版
1	公共建築工事積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成28年12月版	1	公共建築工事積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成28年12月版
2	公共住宅建築工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和5年度版	2	公共住宅建築工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和5年度版
3	公共住宅電気設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和5年度版	3	公共住宅電気設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和5年度版
4	公共住宅機械設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和5年度版	4	公共住宅機械設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和5年度版
5	公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	<u>令和7年12月版</u>	5	公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年版
6	公共建築工事共通費積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年版	6	公共建築工事共通費積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年版

新			旧		
7	公共建築数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年版	7	公共建築数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年版
8	公共建築設備数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年版	8	公共建築設備数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年版
9	公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	<u>令和7年12月版</u>	9	公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年版
10	公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	<u>令和7年12月版</u>	10	公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年版
11	公共建築工事見積標準書式(建築工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	<u>令和7年12月版</u>	11	公共建築工事見積標準書式(建築工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年版
12	公共建築工事見積標準書式(設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	<u>令和7年12月版</u>	12	公共建築工事見積標準書式(設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年版
	「積算要領」第1編1 に定める基準等	適用年版		「積算要領」第1編1 に定める基準等	適用年版
13	公共建築工事積算基準等資料 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	<u>令和7年12月版</u>	13	公共建築工事積算基準等資料 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年版
	営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り	令和7年版		営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り	令和7年版
	公共建築工事積算研究会参考歩掛り	<u>令和7年12月版</u>		公共建築工事積算研究会参考歩掛り	令和7年版
	営繕積算システム等開発利用協議会参考資料	令和7年版		営繕積算システム等開発利用協議会参考資料	令和7年版

新			旧		
	その他	適用年版		その他	適用年版
14	建設機械等損料表	<u>令和7年度版</u>	14	建設機械等損料表	令和7年度版
附 則 1 平成28年12月13日から施行する。 2 平成29年2月1日から施行する。 3 平成29年4月1日から施行する。 4 平成29年7月1日から施行する。 5 平成30年7月1日から施行する。 6 令和元年7月1日から施行する。 7 令和2年7月1日から施行する。 8 令和3年7月1日から施行する。 9 令和4年7月1日から施行する。 10 令和5年7月1日から施行する。 11 令和6年7月1日から施行する。 12 令和7年7月1日から施行する。 13 <u>令和8年4月1日から施行する。</u>			附 則 1 平成28年12月13日から施行する。 2 平成29年2月1日から施行する。 3 平成29年4月1日から施行する。 4 平成29年7月1日から施行する。 5 平成30年7月1日から施行する。 6 令和元年7月1日から施行する。 7 令和2年7月1日から施行する。 8 令和3年7月1日から施行する。 9 令和4年7月1日から施行する。 10 令和5年7月1日から施行する。 11 令和6年7月1日から施行する。 12 令和7年7月1日から施行する。		